

被災宅地流通活性化事業 よくあるお問い合わせ

令和8年10月1日時点

項目	質問		回答		更新日
1 申請について	Q1-1	申請者について	A1-1	土地の所有権を買主に移転した後、土地の売主が交付申請してください。	R8.6.8
1 申請について	Q1-2	申請書の提出先について	A1-2	土地が所在する市町に提出してください。	R8.6.8
1 申請について	Q1-3	土地の所有者が複数いた場合について(委任状について)	A1-3	委任状の様式で代表者に交付申請を委任してください。 委任状は県ホームページに掲載してある様式を使用してください。	R8.6.8
1 申請について	Q1-4	請求書の提出について	A1-4	交付決定通知書が届き次第、通帳の写し等を添えて、必要事項を記載のうえ提出してください。 提出先:〒920-8580 金沢市鞍月1-1 石川県生活再建支援課 住まい対策グループあて	R8.6.8
1 申請について	Q1-5	通帳が発行されていない口座の場合の添付書類について	A1-5	口座番号などが分かるスクリーンショットやキャッシュカードなどを提出してください。 (請求書に記載の口座情報と突合ができれば可)	R8.6.8
1 申請について	Q1-6	申請方法について(遠方にいる場合について)	A1-6	県で受付は行わないため、市町へ郵送等を行ってください。	R8.6.8
1 申請について	Q1-7	り災証明書等の発行日について	A1-7	市町から発行された最新のり災証明書等の写しを添付してください。	R8.6.8
1 申請について	Q1-8	申請後の事情の変更について(申請書や委任状の内容に変更が生じた場合等)	A1-8	石川県生活再建支援課住まい対策グループあてに電話連絡してください。 電話番号(076)225-1988	R8.6.8
1 申請について	Q1-9	申請回数について	A1-9	申請回数の制限はなく、1つの取引で1申請とします。 仮に輪島市と七尾市で被災宅地の売却があった場合は、それぞれが対象となります。	R8.6.8

被災宅地流通活性化事業 よくあるお問い合わせ

令和8年10月1日時点

項目	質問		回答		更新日
2 被災宅地について	Q2-1	対象となる市町について	A2-1	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町にある被災宅地が対象となります。	R8.6.8
2 被災宅地について	Q2-2	被害状況について	A2-2	市町から交付されるり災証明書等で半壊以上と判定された住宅等があり、解体を行った場合に対象となります。	R8.6.8
2 被災宅地について	Q2-3	解体について	A2-3	自費解体でも制度の対象とするが、建物が残っていないことが条件です。	R8.6.8
2 被災宅地について	Q2-4	解体した建物の種類について	A2-4	半壊以上であって、解体を行った建物であれば、建物の種類は問いません。	R8.6.8
2 被災宅地について	Q2-5	売却の相談先について	A2-5	最寄りの不動産屋に相談するか、民間企業が運営している不動産一括査定サイトを利用してください。	R8.6.8
2 被災宅地について	Q2-6	被災宅地に隣接する土地について	A2-6	一体的に利用されていた土地であれば対象とします。 道路を挟んだ向かい側にある土地など、明らかに一体利用されていなかった土地は対象となりません。	R8.6.8
2 被災宅地について	Q2-7	対象となる土地を分筆した場合について	A2-7	従来の土地が被災宅地と認定できれば補助対象となります。	R8.6.8
2 被災宅地について	Q2-8	相続した土地について	A2-8	相続関係を示した書類を別途添付することで対象となります。	R8.6.8
2 被災宅地について	Q2-9	購入した土地を売却する場合について	A2-9	対象とはなりません。	R8.6.8

被災宅地流通活性化事業 よくあるお問い合わせ

令和8年10月1日時点

項目	質問		回答		更新日
3 補助経費について	Q3-1	仲介手数料について	A3-1	土地(不動産)の売買に対し、不動産事業者に成功報酬として支払う手数料のことで、上限額は国が定めており、上限を超える請求はできません。	R8.6.8
3 補助経費について	Q3-2	対象となる土地測量費について	A3-2	土地家屋調査士に依頼し、地積更正登記等を行った場合に対象となります。地積変更登記や分筆登記なども対象となります。	R8.6.8
3 補助経費について	Q3-3	対象となる司法書士報酬について	A3-3	被災宅地の売却に必要な相続人調査、権利関係調査、相続人との連絡調整、遺産分割協議書作成等の権利関係整理に係る司法書士報酬を対象とします。	R8.10.1
3 補助経費について	Q3-4	対象とならない司法書士報酬について	A3-4	相続登記申請報酬、所有権移転登記申請報酬、共有持分移転登記申請報酬等の登記申請に係る司法書士報酬は対象外です。また、登録免許税、戸籍謄本取得費、住民票取得費等の実費も対象外となります。	R8.10.1
3 補助経費について	Q3-5	地積測量図が法務局に備え付けられないような登記手続(地図訂正申出、合筆登記)について	A3-5	地積更正登記等を同時に申請した場合は対象となります。	R8.6.8
3 補助経費について	Q3-6	測量は依頼したが、登記は自ら行った場合について	A3-6	土地家屋調査士に依頼した部分については補助対象となります。	R8.6.8
3 補助経費について	Q3-7	測量した後、売買契約が解除された場合について	A3-7	補助対象とはなりません。	R8.6.8
3 補助経費について	Q3-8	司法書士に相続人調査のみを依頼し、相続登記は本人が行った場合について	A3-8	権利関係整理業務に係る司法書士報酬が発生していれば補助対象となります。ただし、相続登記が完了していることを確認するため、相続登記に関する登記完了証の写しを提出してください。	R8.10.1
3 補助経費について	Q3-9	令和8年9月30日までに完了した権利関係整理業務について	A3-9	対象とはなりません。司法書士報酬は令和8年10月1日以降に完了した権利関係整理業務のみを対象とします。	R8.10.1
3 補助経費について	Q3-10	被災宅地とあわせて山林や農地などの権利関係整理も司法書士へ依頼した場合について	A3-10	山林や農地など、被災宅地の売却と関係のない不動産に係る費用は補助対象とはなりません。ただし、被災宅地と一体的に利用されていた土地や、被災宅地の売却に必要と認められる範囲については補助対象となる場合がありますが、対象範囲については個別の状況を踏まえて判断します。	R8.10.1
3 補助経費について	Q3-11	弁護士費用について	A3-11	補助対象とはなりません。	R8.10.1
3 補助経費について	Q3-12	確定申告について	A3-12	最寄りの税務署にお問い合わせください。	R8.6.8

被災宅地流通活性化事業 よくあるお問い合わせ

令和8年10月1日時点

項目	質問		回答		更新日
4 その他	Q4-1	対象となる災害について	A4-1	令和6年能登半島地震又は令和6年奥能登豪雨とします。	R8.6.8
4 その他	Q4-2	遡及適用について	A4-2	令和8年4月1日以降に実施した売却や現地測量したものを対象とします。 ※令和7年度以前に実施した場合は対象外となります。 ※司法書士報酬は令和8年10月1日以降に完了した権利関係整理業務のみを対象とします。	R8.10.1
4 その他	Q4-3	売却日について	A4-3	土地の登記事項証明書の権利部(甲区)記載の原因日で判定します。	R8.6.8
4 その他	Q4-4	測量日について	A4-4	地積測量図の筆界点測量日で判定します。	R8.6.8
4 その他	Q4-5	権利関係整理業務の完了日について	A4-5	相続登記に関する登記完了証の発行日で判定します。	R8.10.1
4 その他	Q4-6	能登12市町を対象とする理由について	A4-6	被害の甚大さや人口減少の程度、解体数など総合的に勘案して能登12市町としております。	R8.6.8
4 その他	Q4-7	領収書の紛失について	A4-7	発行した宅地建物取引業者、土地家屋調査士又は司法書士へ再発行を依頼してください。	R8.10.1
4 その他	Q4-8	申請期限について	A4-8	事業が完了した年度の3月10日までに市町に交付申請をしてください。	R8.6.8
4 その他	Q4-9	交付決定後から振り込みまでの期間について	A4-9	請求書が県に届いてから、書類に不備がなければ1～2週間程度で指定の口座に振り込みます。	R8.6.8